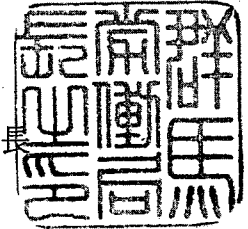




群労発基 0925 第2号
令和8年9月25日

一般社団法人 群馬県トラック協会 会長 殿

群馬労働局長



労働災害減少に向けた緊急要請について

貴協会におかれましては、平素より労働行政の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和8年の県内全産業における労働災害による休業4日以上之死傷者数（以下「死傷者数」という。）は、8月末現在で1,636人と前年同期の1,448人に比較し188人、13.0%の増加となっています。とりわけ、道路貨物運送業における死傷者数は、同月末現在で221人と前年同期の167人と比較し54人、32.3%の大幅な増加となっており、減少はおろか過去最多の発生となることが想定され、憂慮すべき状況にあります。

道路貨物運送業における労働災害の発生状況をみますと、トラックの荷台や運転席、構内のプラットホームから墜落するなどの労働災害が最も多く、全体の約30%を占めているほか、近年では、転倒や腰痛など作業行動に起因する労働災害が、10年前と比較して10%ほど増加しています。

群馬労働局では、令和5年度から5か年で推進する「第14次労働災害防止計画に基づく群馬労働局推進計画」により、取組を進めているところですが、上記の労働災害の発生状況を踏まえ、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく各種措置事項、また、転倒災害や腰痛災害などの作業行動に起因する労働災害防止対策、高年齢者の労働災害防止対策などを更に積極的に推進していくこととしております。

つきましては、これらの状況を踏まえ、貴協会におかれましては、特に下記の事項につきまして、傘下の会員事業場が自主的な安全衛生活動に更に積極的に取り組まれますよう、周知・啓発に関する特段のご協力をお願い申し上げます。

記

- 1 経営トップの参加の下、職場の安全パトロールを実施するなど、職場における安全衛生活動の総点検の実施
- 2 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（令和5年3月

28 日付け基発第 0328 第 5 号改正) に基づく対策の実施

3 「交通労働災害防止のためのガイドライン」(平成 30 年 6 月 1 日付け基発第 0601 第 1 号改正) に基づく対策の実施

4 冬期における積雪、凍結による転倒災害防止対策の実施

5 年末・年始等の繁忙期における無理な業務計画の見直しによる適正な運行管理対策の実施

以上

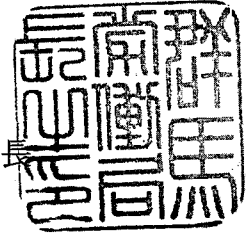


群労発基 0925 第1号
令和8年9月25日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

群馬県支部長 殿

群馬労働局長



労働災害減少に向けた緊急要請について

貴支部におかれましては、平素より労働行政の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和8年の県内全産業における労働災害による休業4日以上之死傷者数（以下「死傷者数」という。）は、8月末現在で1,636人と前年同期の1,448人に比較し188人、13.0%の増加となっています。とりわけ、道路貨物運送業における死傷者数は、同月末現在で221人と前年同期の167人と比較し54人、32.3%の大幅な増加となっており、減少はおろか過去最多の発生となることが想定され、憂慮すべき状況にあります。

道路貨物運送業における労働災害の発生状況をみますと、トラックの荷台や運転席、構内のプラットホームから墜落するなどの労働災害が最も多く、全体の約30%を占めているほか、近年では、転倒や腰痛など作業行動に起因する労働災害が、10年前と比較して10%ほど増加しています。

群馬労働局では、令和5年度から5か年で推進する「第14次労働災害防止計画に基づく群馬労働局推進計画」により、取組を進めているところですが、上記の労働災害の発生状況を踏まえ、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく各種措置事項、また、転倒災害や腰痛災害などの作業行動に起因する労働災害防止対策、高年齢者の労働災害防止対策などを更に積極的に推進していくこととしております。

つきましては、これらの状況を踏まえ、貴支部におかれましては、特に下記の事項につきまして、傘下の会員事業場が自主的な安全衛生活動に更に積極的に取り組みられますよう、周知・啓発に関する特段のご協力をお願い申し上げます。

記

- 1 経営トップの参加の下、職場の安全パトロールを実施するなど、職場における安全衛生活動の総点検の実施

- 2 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」(令和5年3月28日付け基発第0328第5号改正)に基づく対策の実施
- 3 「交通労働災害防止のためのガイドライン」(平成30年6月1日付け基発第0601第1号改正)に基づく対策の実施
- 4 冬期における積雪、凍結による転倒災害防止対策の実施
- 5 年末・年始等の繁忙期における無理な業務計画の見直しによる適正な運行管理対策の実施

以上